

保 育 料 月 額 徴 収 基 準 表 (2号・3号認定)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間		保育短時間		
階層区分	定 義		3歳未満児 の 場 合	3歳以上児 の 場 合	3歳未満児 の 場 合	3歳以上児 の 場 合	
第 1	生活保護世帯		円 0	円 0	円 0	円 0	
第 2	1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	円 0	円 0	円 0	円 0
	2		ひとり親世帯等以外の 世帯	(0) 5,700	(0) 4,700	(0) 5,400	(0) 4,400
第 3	1	市町村民税 均等割課税世帯	ひとり親世帯等	(0) 4,300	(0) 2,900	(0) 4,100	(0) 2,800
	2		ひとり親世帯等以外	(5,700) 11,400	(4,700) 9,500	(5,400) 10,800	(4,500) 9,000
	3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	(0) 6,200	(0) 4,000	(0) 5,900	(0) 3,800
	4		ひとり親世帯等以外	(8,050) 16,100	(6,600) 13,300	(7,600) 15,200	(6,300) 12,600
第 4	1	市町村民税 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	(0) 7,400	(0) 5,000	(0) 7,000	(0) 4,700
	2		ひとり親世帯等以外	(9,000) 18,000	(7,600) 15,200	(8,500) 17,100	(7,200) 14,400
	3	市町村民税 所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	(0) 9,000	(0) 6,000	(0) 8,500	(0) 5,700
	4		ひとり親世帯等以外	(10,500) 21,100	(8,700) 17,400	(9,700) 19,400	(8,000) 16,000
	5	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	(13,800) 27,600	(11,000) 22,000	(12,600) 25,300	(10,100) 20,200	
第 5	1	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 109,000円未満	(16,100) 32,200	(11,500) 23,000	(14,800) 29,600	(10,500) 21,100	
	2	市町村民税所得割課税額 109,000円以上 122,000円未満	(17,400) 34,900	(11,900) 23,900	(16,000) 32,100	(10,900) 21,900	
	3	市町村民税所得割課税額 122,000円以上 169,000円未満	(19,750) 39,500	(12,400) 24,800	(18,100) 36,300	(11,400) 22,800	
第 6	1	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 217,000円未満	(22,000) 44,100	(12,800) 25,700	(20,200) 40,500	(11,800) 23,600	
	2	市町村民税所得割課税額 217,000円以上 301,000円未満	(24,300) 48,700	(13,300) 26,600	(22,400) 44,800	(12,200) 24,400	
第 7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		(25,300) 50,600	(13,800) 27,600	(23,200) 46,500	(12,600) 25,300	
第 8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		(25,700) 51,500	(14,200) 28,500	(23,600) 47,300	(13,100) 26,200	

() は第2子の場合

備 考

- 1 生計を一にする2人以上の就学前子どもが保育所等、家庭的保育事業等、児童発達支援等を利用している場合

階 層 区 分	児 童	徴 収 金 の 額
第4～第8階層 に属する世帯	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、最年長児	徴収基準額表に定める額
	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、次年長児	徴収基準表に定める額×1/2
	上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、上記以外の児童	0

- 2 ひとり親世帯等及び第4～2階層以下に該当するひとり親世帯等以外の世帯は、上記1に掲げる規定にかかわらず、生計を一にする子どもの人数に応じ、算定を行うものとする。

- 3 上記2に当てはまらない、かつ、生計を一にする3人以上の子どもがいる世帯における、3人目以降の児童の保育料について、月額6,000円を上限に減額する。